

旭川駅前広場を 利用しませんか？

旭川の玄関口，旭川駅前広場は簡単な手順で
お店を出したりイベントを実施したりすることができます。
お気軽にご利用ください！

旭川駅前広場では，申請すると
こんなことができます！

お店を出す

物品の販売，
飲食の提供等

パフォーマンス・

集会をする

集会，演説，展示会，
音楽会等

エキフェス
(駅北広場)

商用写真・

映像を撮影する

業としての写真・映像
撮影

募金・PR

活動をする

募金，署名活動，
事業の周知活動
等

かわまちフェス
(駅南広場)

お問い合わせ先 旭川市 地域振興部 地域振興課
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎3階
電話：0166-25-5316 FAX：0166-27-3466
E-mail：chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp

**詳しくは裏面を
ご覧ください**

使用できる範囲

■ 駅北広場 約4,800㎡ (市所有区域のみの面積。J R 所有区域の利用は J R との協議が必要です。)

買物公園をはじめとする様々な商業施設が周辺に立地しており、市内外から多くの方が集まる場となっています。

■ 駅南広場 約2,800㎡

北彩都ガーデンや忠別川などの四季折々の風景が楽しめる自然豊かな環境が広がっており、市民や観光客の憩いの場となっています。

・電気・水道設備の使用も可能です。(別途使用料が発生します。)

・車両の進入については、区域や重量の制限がありますので、お問い合わせください。



手続きは簡単な2ステップ

1 申請書, 平面図, 実施内容がわかる書類を提出する

受付は先着順で、原則として開催の4か月前～15日前まで受け付けます。

(事前にお電話等で空き状況をご確認いただくと手続きがスムーズです。)

書類は電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法により提出してください。

(書類の押印は不要です。)

承認手続

2 使用料を支払う

市が発行する納付書により、期日までに金融機関等で納付してください。

利用OK!

・飲食ブースを設置する場合は、別途保健所による営業許可の取得が必要です。

・7日間以上(準備・撤収期間を除く)の使用については、事前申込みが必要ですので、お問い合わせください。

使用料について

内容	条例上の区分	単位・使用料
●お店を出す ●パフォーマンス・集会をする	集会、演説、展示会、音楽会その他これらに類する行為及び物品の販売、飲食物の提供その他これらに類する行為	(非営利目的) 1㎡1日につき、20円 (営利目的) 1㎡1日につき、30円
●募金・PR活動をする	募金、署名活動、事業の周知活動等	1日につき、800円
●商用写真を撮影する	業としての写真撮影	写真機1台1日につき、100円
●商用映像を撮影する	業としての映像撮影	1日につき、15,000円

★算定例 占有面積10㎡のキッチンカーを1台、1日出店する場合
⇒30円×10㎡×1.08=320円(10円未満切り捨て)

・使用の期間が1か月未満の場合、別途消費税相当額が加算されます。(使用料の8%)

・公共目的等の場合、使用料を減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

その他詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

(申請書・平面図の様式も市ホームページからダウンロードできます。)

HPは
こちら

